

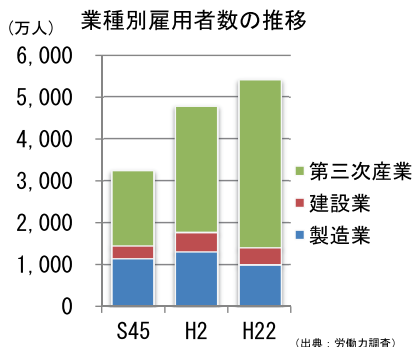
社会の変化と安全衛生施策の方向性

1 第三次産業の労働者数の増大と労働災害の変化

高度経済成長期には製造業と建設業の雇用者数が全体の4割を超えていましたが、サービス産業の拡大などによって現在は第三次産業の雇用者数が7割以上になっています。これに伴い、労働災害も第三次産業で発生する割合が増えています。

しかし、死亡災害は、依然として建設業や製造業で多く発生しています。

健康対策面でも変化が生じ、職場のストレスによるメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害、屋内事務所での受動喫煙、介護作業での腰痛などが重要性を増しています。

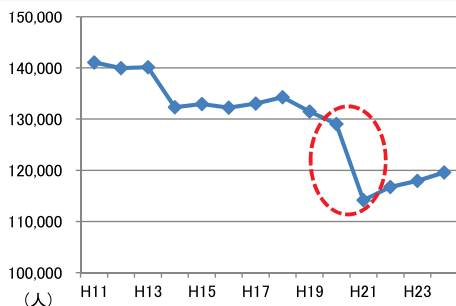


2 リーマンショックと東日本大震災の影響

平成20年9月のリーマンショックによる経済活動の低迷などで、平成21年の労働災害は大幅に減りましたが、その後は3年連続で増加しています。

東日本大震災の復旧・復興工事の本格化もあり建設業の労働災害が増えています。

原子力発電所の事故に伴う、原子炉の廃炉に向けた作業や除染作業など、厳しい環境下での作業による労働災害も懸念されます。

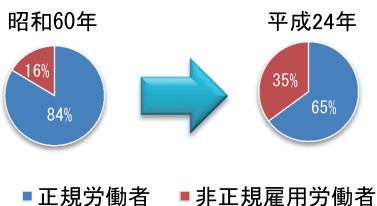


3 非正規雇用労働者等の増加と外部委託の広がり

パート、アルバイトなどの非正規雇用労働者の割合は労働者の3分の1を超え、その多くが第三次産業に集中しています。

障害者の雇用も進んでおり、障害の種類や程度に応じた安全衛生対策が求められます。

請負などによる外部委託が多くの業種に広がり、安全衛生管理責任が複雑さを増しています。危険な機械や化学物質による労働災害を防止するには、その製造・販売者などが危険情報をユーザーに伝えることも求められます。

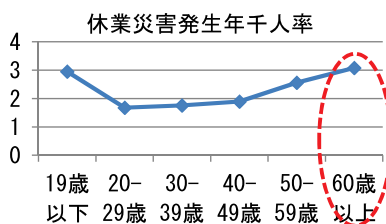


社会の変化と安全衛生施策の方向性

4 少子高齢化の影響

高齢者の増加と雇用の促進により、高年齢労働者の数が増えています。

60歳以上の労働者は、他の年代より労働災害の発生率が高く、休業日数も長くなる傾向にあります。また、高血圧などの基礎疾患のある割合も高いので、このようなリスクを踏まえて労働災害防止対策を考える必要があります。



(出典：平成22年労働力調査、労働者死傷病報告)

5 技術革新に対応した規制のあり方

技術革新が進む中で、法令だけで全ての危険有害要因を特定し規制することは難しくなっています。

このため、求められる安全衛生水準を示した上で、具体的なやり方はある程度事業者に委ねるなど、今後の労働安全衛生規制のあり方を検討する必要があります。

併せて、このような事業者の取組を技術面で支える専門人材の育成も必要です。



6 行政を取り巻く環境の変化

行政の減量、効率化が求められる中、行政はこれまで以上に業界団体や労働災害防止団体などと連携して、業界の自主的な取組による労働災害防止活動を支援、促進していく必要があります。



7 社会に開かれた安全衛生対策

労働災害は、一部の危険な作業に従事する人だけの問題ではありません。

誰もが遭遇しうる身近なリスクであるという認識を社会で共有するため、安全衛生を巡る問題を「見える化」して、誰でも容易に入手できるような取組が必要です。

なるほど～。こんなやり方もあったんだ。早速参考にしよう。

あの会社は、安全衛生に熱心に取り組んでいる。従業員を大切にしているね。

労災防止のための毎日の努力が認められた！これを励みに、ますますガンバろう！！

お父さん、最近疲れがたまっているみたい。お医者さんに行った方がいいんじゃないかな。